

福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、福岡市における猫の過剰繁殖による問題解決のため、不妊去勢手術の推進に関する事業等を行うことで、地域の生活環境の保全並びに猫の殺処分頭数の減少を図り、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現することを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、各構成団体により選出された者とする。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐する。
 - 4 会長、副会長、監事は委員の互選とし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 5 役員が任期中に退任した場合、後任者がその職務を行う。

(会議)

第6条 この協議会の会議として、総会を開催する。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項等を協議、決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び報告
 - (3) 規約の改正及び廃止
 - (4) その他業務の運営上特に重要な事項

4 総会は、委員の半数以上の出席で成立し、議事はその過半数の賛同を持って決定する。ただし、開催が困難な場合は、持ち回りの会議を開き、会議事項を決定することができる。

(事業)

第7条 この協議会は次に定める事業を行う。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖制限に関する支援
- (2) 問題のある多頭飼育者が飼育する猫の繁殖制限に関する支援
- (3) 飼い主のいない猫の適正管理に関する指導、助言
- (4) 多頭飼育の猫の適正飼育に関する指導、助言
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、福岡市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事業運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

構成団体
福岡市 保健医療局 生活衛生課
福岡市 保健医療局 動物愛護管理センター
一般社団法人 福岡市獣医師会
一般社団法人 ねこ99福岡
ライフリレー博多ねこ
[sakuraneko]